

国庫補助対象者と補助額【保険料は月額2万円に固定】

区分	必要な要件	国庫補助額（月額）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者かつ青色申告者である経営主	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者かつ青色申告者である経営主	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は区分2の要件を満たしている経営主と家族経営協定を締結した配偶者又は直系卑属	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者又は青色申告者である農業経営者で、3年以内に区分1を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (3割)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない経営主の直系卑属で、かつ35歳未満の後継者で、35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に、区分1を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	—